

医療費助成制度(福祉医療) ご存知ですか？

福祉医療は、県内医療機関で受診される場合、医療保険の資格が確認できるものと一緒に医療費受給者証を提示すると、保険診療の窓口での自己負担額を助成する制度です。

この制度を受けるには、申請が必要です。下表の受給資格に該当すると思われる方は、お早めに手続きをしてください。

●福祉医療の対象者および助成内容

区 分	対 象		助成内容	申請手続きに必要なもの	備 考
	受給資格	所得等制限			
子ども医療	①0歳～18歳になる年度末まで ②令和3年9月～令和4年3月診療時に中学校卒業から18歳になる年度末 ②に該当する方は申請により支給 償還払いの申請期限は、医療機関で支払った日の翌日から5年以内です。 子が就職などにより社会保険へ加入された場合または婚姻された場合は対象外となります。	なし	①保険診療の自己負担額 ②保険診療の自己負担額で通院は3分の2、入院は全額	① ・お子さんの医療保険の資格が確認できるもの(※) ② ・領収書 ・振込先口座がわかるもの ・お子さんの医療保険の資格が確認できるもの(※)	生活保護法など公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は対象になりません。
障害者医療	・身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 ・療育手帳A・B判定の方 ・自閉症状群と診断された方	なし	保険診療の自己負担額	・医療保険の資格が確認できるもの(※) ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自閉症状群については医師の診断書	
精神障害者医療	①精神障害者保健福祉手帳1・2級の方(原則、自立支援医療受給者証(精神通院)の取得も必要です) ②自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちで優先される福祉医療に該当されない方	なし	①保険診療の自己負担額 ②自立支援医療(精神通院)で指定する医療機関での保険診療の自己負担額	医療保険の資格が確認できるもの(※)のほか ・①の方は精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院) ・②の方は自立支援医療受給者証(精神通院)	
母子・父子家庭医療	・18歳以下の方を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父 ・母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳以下の方 ・父母のいない18歳以下の方(18歳以下の方とは、18歳到達後最初の年度末までの方)	あり (児童扶養手当法施行令による所得制限基準額)	保険診療の自己負担額	・医療保険の資格が確認できるもの(※) ・戸籍謄本 ・令和7年1月2日以降に他市町村から転入の方は、前住所地の所得課税証明書	
後期高齢者福祉医療	75歳(一定の障害がある方は65歳)以上で、次の要件に該当される方 ①身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 ②療育手帳A・B判定の方 ③自閉症状群と診断された方 ④戦傷病者および母子父子家庭の父母で福祉医療の受給要件に該当する方 ⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ⑥市民税非課税世帯に属するねたきりまたは認知症の状態で、要介護4または5の認定を受けている方(3か月以上継続している方) ⑦自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちで優先される福祉医療に該当されない方	一部あり ・母子父子家庭の父母の方は児童扶養手当法施行令による所得制限基準額 ・ねたきりなどの状態にある方は市民税非課税世帯(扶養されている方は扶養者も市民税非課税であること)	①～⑥ 保険診療の自己負担額 ⑦自立支援医療(精神通院)で指定する医療機関での保険診療の自己負担額	後期高齢者医療資格確認書など(※)のほか ・障害者の方は障害者医療と同様 ・精神障害者の方は精神障害者医療と同様 ・母子父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 ・⑥の方は介護保険証 ・⑦の方は自立支援医療受給者証(精神通院)	

★保育施設・学校でのケガなどで、スポーツ振興センターからの給付を受ける場合は学校などにご相談ください。
※有効な資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータルでの資格情報の提示など保険者名、記号、番号、資格取得日が確認できるもの